

# 特許協力条約

PCT

特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）

（法第12条、法施行規則第56条）

〔PCT36条及びPCT規則70〕

出願人又は代理人 の書類記号 H117-0241	今後の手続については、様式PCT/IPEA/416を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/004748	国際出願日 (日.月.年) 09.02.2018	優先日 (日.月.年) 29.03.2017
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B62M7/02(2006.01)i, F01N3/24(2006.01)i, F01N13/08(2010.01)i		
出願人 (氏名又は名称) 本田技研工業株式会社		

<p>1. この報告は、PCT35条に基づきこの国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である。 法施行規則第57条（PCT36条）の規定に従い出願人に送付する。</p> <p>2. この国際予備審査報告は、この表紙を含めて全部で <u>4</u> ページからなる。</p> <p>3. この報告には次の附属物も添付されている。</p> <p>a. <input checked="" type="checkbox"/> (出願人及び国際事務局に送付される) 附属書類は全部で <u>7</u> ページである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 補正された明細書、請求の範囲及び/又は図面の用紙、及び/又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（ただし、差し替えられ、又は取り消されたものを除く。）、並びに添付された書簡（PCT規則46.5, 66.8, 70.16, 91.2及びPCT実施細則第607号参照）</li> <li><input type="checkbox"/> この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む差替用紙及び添付された書簡（PCT規則66.4の2, 70.2(e), 70.16及び91.2）</li> <li><input type="checkbox"/> 第I欄4.及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替用紙によって差し替えられた用紙及び添付された書簡（PCT規則70.16(b)）</li> </ul> <p>b. <input type="checkbox"/> (国際事務局のみに送付される) 配列表に関する補充欄に示すように、附属書C/ST.25テキストファイル形式のみで提出された配列表を含む電子媒体は全部で _____ (電子媒体の種類及び数を示す)。 (PCT実施細則附属書C第3の3段落参照)</p> <p>4. この国際予備審査報告は、次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 国際予備審査報告の基礎</li> <li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li> <li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての国際予備審査報告の不作成</li> <li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT35条(2)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li> <li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li> <li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li> <li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li> </ul>
--

国際予備審査請求書を受理した日 28.05.2018	国際予備審査報告を作成した日 01.04.2019		
名称及びあて先 日本国特許庁 (IPEA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 稲垣 彰彦	3D	5071
	電話番号 03-3581-1101 内線 3341		

第 I 欄 報告の基礎

1. 言語に関し、この国際予備審査報告は以下のものを基礎とした。

- 出願時の言語による国際出願
- 出願時の言語から次の目的のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
  - 国際調査 (PCT 規則 12.3(a) 及び 23.1(b))
  - 国際公開 (PCT 規則 12.4(a))
  - 国際予備審査 (PCT 規則 55.2(a) 及び/又は 55.3(a) 及び (b))

2. この報告は下記の出願書類を基礎とした。(法第 6 条 (PCT 14 条) の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。)

- 出願時の国際出願書類、又は、
- 明細書 第 1-40 \_\_\_\_\_ ページ、出願時に提出されたもの
  - 第 \_\_\_\_\_ ページ\*、 \_\_\_\_\_ 付けて国際予備審査機関が受理したもの
  - 第 \_\_\_\_\_ ページ\*、 \_\_\_\_\_ 付けて国際予備審査機関が受理したもの
- 請求の範囲 第 \_\_\_\_\_ 項、出願時に提出されたもの
  - 第 \_\_\_\_\_ 項\*、PCT 19 条の規定に基づき補正されたもの
  - 第 1-15 \_\_\_\_\_ 項\*、30.5.2018 \_\_\_\_\_ 付けて国際予備審査機関が受理したもの
- 図面 第 1-21 \_\_\_\_\_ ページ/図、出願時に提出されたもの
  - 第 \_\_\_\_\_ ページ/図\*、 \_\_\_\_\_ 付けて国際予備審査機関が受理したもの
  - 第 \_\_\_\_\_ ページ/図\*、 \_\_\_\_\_ 付けて国際予備審査機関が受理したもの
- 配列表  
配列表に関する補充欄を参照すること。

3.  補正により、下記の書類が削除された。

- 明細書 第 \_\_\_\_\_ ページ
- 請求の範囲 第 \_\_\_\_\_ 項
- 図面 第 \_\_\_\_\_ ページ/図
- 配列表 (具体的に記載すること) \_\_\_\_\_

4.  この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、この報告に添付されかつ以下に示した補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったため、その補正がされなかったものとして作成した。(PCT 規則 70.2(c) 及び (c の 2))

- 明細書 第 \_\_\_\_\_ ページ
- 請求の範囲 第 \_\_\_\_\_ 項
- 図面 第 \_\_\_\_\_ ページ/図
- 配列表 (具体的に記載すること) \_\_\_\_\_

5.  この報告は、PCT 規則 91 の規定により国際予備審査機関が許可した又は国際予備審査機関に通知された明らかな誤りの訂正を、

- 考慮に入れて作成された (PCT 規則 66.1(d) の 2) 及び 70.2(e)。
- 考慮に入れずに作成された (PCT 規則 66.4 の 2) 及び 70.2(e)。

6. トップアップ調査について (PCT 規則 66.1 の 3) 及び 70.2(f))

- 国際予備審査機関は、1.4.2019 \_\_\_\_\_ 付けてトップアップ調査を行った。
- トップアップ調査の結果、追加の関連する文献が発見された。
- トップアップ調査が何ら有益な目的に資さないため、国際予備審査機関はトップアップ調査を行わなかった。

7.  この報告を作成するにあたり、補充国際調査機関である \_\_\_\_\_ から受領した補充国際調査報告を考慮した。(PCT 規則 45 の 2.8(b) 及び (c))

\* 4. に該当する場合、その用紙に "superseded" と記入されることがある。

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第12条（PCT35条(2)）に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項 1-15	有
	請求項 _____	無
進歩性 (I S)	請求項 1-15	有
	請求項 _____	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項 1-15	有
	請求項 _____	無

2. 文献及び説明 (PCT規則 70.7)

- 文献 1 : JP 5-240036 A (ヤマハ発動機株式会社) 1993. 09. 17,  
段落 [0012] - [0020], [0029], 図1-7  
(ファミリーなし)
- 文献 2 : JP 2006-250129 A (本田技研工業株式会社) 2006. 09. 21,  
段落 [0018], [0049], 図1, 3  
(ファミリーなし)
- 文献 3 : JP 5-98959 A (本田技研工業株式会社) 1993. 04. 20,  
段落 [0022], [0029], 図1-6  
(ファミリーなし)
- 文献 4 : JP 2008-45515 A (本田技研工業株式会社) 2008. 02. 28,  
段落 [0024], [0026], [0029] - [0033],  
[0047] - [0048], [0070], 図1-11  
(ファミリーなし)
- 文献 5 : WO 2014/129014 A1 (本田技研工業株式会社) 2014. 08. 28,  
段落 [0020], [0023] - [0025], [0032], [0037],  
図1-4  
& EP 2960457 A1, 段落 [0049] - [0050], [0054] - [0063],  
[0078], [0085] - [0087], 図1-4  
& CN 104995381 A
- 文献 6 : 日本国実用新案登録出願 60-84547 号(日本国実用新案登録出願公開 61-200409 号)  
の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (日産自動車株式会社) 1986. 12. 15,  
明細書第5ページ第18行-第7ページ第13行, 第1-2図  
(ファミリーなし)
- 文献 7 : JP 2016-182926 A (本田技研工業株式会社) 2016. 10. 20,  
段落 [0024] - [0033], 図1-4  
(ファミリーなし)
- 文献 8 : JP 10-325316 A (スズキ株式会社) 1998. 12. 08,  
(ファミリーなし)
- 文献 9 : 日本国実用新案登録出願 48-86386 号(日本国実用新案登録出願公開 50-32749 号)  
の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (藤田武男)  
1975. 04. 09,  
(ファミリーなし)

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 1-15 に係る発明は、国際調査報告及び国際予備審査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。


国際調査報告及び国際予備審査報告で引用されたいずれの文献にも、リンク部材がクランクケースの上方に配置された鞍乗り型車両において、少なくとも一部がシリンダ部よりも下方に配置され、側面視で、リンク部材連結部とクランクケースの前端とを結ぶ仮想線と、排気管接続部とリンク部材連結部とを結ぶ仮想線との間の領域に位置する触媒装置の径が、上流側排気管の径及び下流側排気管の径よりも大きい態様、が記載も示唆もされていない。

30.05.2018

手続補正書

(法第11条の規定による補正)

特許庁審査官 殿

1. 国際出願の表示 PCT/J P 2018/004748
2. 出願人  
名称 本田技研工業株式会社  
HONDA MOTOR CO., LTD.  
あて名 〒107-8556 日本国東京都港区南青山二丁目1番1号  
1-1, Minami-Aoyama 2-chome, Minato-ku, Tokyo  
107-8556 JAPAN  
国籍 日本国 JAPAN  
住所 日本国 JAPAN
3. 代理人  
氏名 神澤 淳子   
KAMIZAWA Junko  
あて名 〒113-0033 日本国東京都文京区本郷一丁目33番4号  
江原特許事務所  
EHARA & ASSOCIATES, 33-4, Hongo 1-chome, Bunkyo-ku, Tokyo  
113-0033 JAPAN
4. 補正の対象 請求の範囲
5. 補正の内容

(1) 請求の範囲第1項を別紙のとおり補正する。

補正の根拠は、次のとおりである。

・請求の範囲第1項の「前記排気管(121)は、前記ユニットス  
ィングエンジン(13)から下方に延出され、」の記載は、国際出  
願時の明細書の[0064]に根拠を有する。

・請求の範囲第1項の「前記排気管(121)は、内部に前記触媒  
装置(140)を收容する触媒装置收容排気管(131)と、前記触媒  
装置收容排気管(131)の上流側に配設された上流側排気管  
(122)と、前記触媒装置收容排気管(131)の下流側に配設され  
た下流側排気管(123)を備え、」の記載は、国際出願時の明細  
書の[0062]、図4および図6に根拠を有する。

・請求の範囲第1項の「前記触媒装置(140)の径は、前記上流

側排気管(122)の径および前記下流側排気管(123)の径よりも大きく、」の記載は、国際出願時の明細書[0068]、[0082]、図14および図15に根拠を有する。

(2) 請求の範囲第6項ないし第10項を別紙のとおり補正する。補正の根拠は、次のとおりである。

・請求の範囲第6項の「排気装置を有する鞍乗型車両」、「請求項1に記載の鞍乗型車両」、第7項ないし第10項の「鞍乗型車両」の記載は、請求項6を請求項1に従属させたことによるものである。

(3) 請求の範囲第11項ないし第15項を別紙のとおり補正する。補正の根拠は、次のとおりである。

・請求の範囲第11項の「排気装置を有する鞍乗型車両」、「請求項1に記載の鞍乗型車両」、第12項ないし第15項の「鞍乗型車両」の記載は、請求項11を請求項1に従属させたことによるものである。

## 6. 添付書類の目録

(1) 請求の範囲第41頁ないし第44／1頁

## 請求の範囲

[請求項1]

(補正後)

車体フレーム(12)と、

略水平に配置されるシリンダ部(35)、及びクランクケース(34)を有し、前記車体フレーム(12)にリンク部材(38)を介して揺動可能に支持されるユニットスイングエンジン(13)と、

前記ユニットスイングエンジン(13)に接続され、排気管(121)および該排気管(121)の途中に配置される触媒装置(140)を具備した排気装置(120)と、を備える鞍乗型車両において、

前記排気管(121)は、前記ユニットスイングエンジン(13)から下方に延出され、

前記排気管(121)は、内部に前記触媒装置(140)を収容する触媒装置収容排気管(131)と、前記触媒装置収容排気管(131)の上流側に配設された上流側排気管(122)と、前記触媒装置収容排気管(131)の下流側に配設された下流側排気管(123)を備え、

前記触媒装置(140)の径は、前記上流側排気管(122)の径および前記下流側排気管(123)の径よりも大きく、

前記リンク部材(38)は、前記クランクケース(34)の上方に配置され、

側面視で、前記触媒装置(140)の少なくとも一部は、

前記シリンダ部(35)よりも下方に配置され、

前記リンク部材(38)を前記車体フレーム(12)に連結するリンク部材連結部(61)と、前記クランクケース(34)の前端とを結ぶ仮想線(L1)と

前記排気管(121)の端が接続される前記ユニットスイングエンジン(13)の排気管接続部(35e)と、前記リンク部材連結部(61)とを結ぶ仮想線(L2)との間の領域に位置し、

前記クランクケース(34)と排気装置(120)を連結する排気装置連結

部(135)が設けられたことを特徴とする鞍乗型車両。

[請求項2] 前記触媒装置(140)は、その長手方向が車幅方向に指向する向きで配置され、

下面視で、前記触媒装置(140)の長手方向中心線(60b)を基準として、前記排気装置連結部(135)と、前記排気管(121)と前記シリンダ部(35)を接続する前記排気管接続部(35e)とが、左右に振り分けられるよう配置することを特徴とする請求項1に記載の鞍乗型車両。

[請求項3] 前記排気装置連結部(135)は、クランクケース側ステー(136)と、前記クランクケース側ステー(136)に連結される排気装置側ステー(137)と、を有し、

前記クランクケース側ステー(136)と前記排気装置側ステー(137)とが、車幅方向でオフセットして配置され、

前記クランクケース側ステー(136)と前記排気装置側ステー(137)とは、車幅方向に重ね合わされて連結されることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の鞍乗型車両。

[請求項4] 前記排気装置連結部(135)の前記排気装置側ステー(137)は、前記触媒装置(140)を収容する触媒装置収容排気管(131)に設けられることを特徴とする請求項3に記載の鞍乗型車両。

[請求項5] 前記クランクケース(34)は、クランクケース断面(CS)にて分けられる左右割であり、

前記排気装置(120)の前記排気管(121)は、シリンダ部(35)の排気管接続部(35e)から下方向に延出する垂直部(122g)と、前記垂直部(122g)の下流側に連続し下面視において前記クランクケース(34)のクランクケース断面(CS)を通る仮想線(C)に対し一方側に延びる側方延出部(122e)と、前記側方延出部(122e)に連続しU字状に折り返す湾曲部(121a)を有し、

クランクケース側ステー(136)は、下面視において前記クランクケース断面(CS)を通る前記仮想線(C)に対し、他方側に設けられること



を特徴とする請求項3または請求項4のいずれかに記載の鞍乗型車両。  
。

[請求項6]

(補正後)

内燃機関(30)の排気ガスを導く排気管(121)と、該排気管(121)内の途中に配置される触媒装置(140)を備えた排気装置を有する鞍乗型車両において、

前記排気管(121)は、前記触媒装置(140)を收容する触媒装置收容排気管(131)を有し、

前記触媒装置收容排気管(131)は、前記触媒装置(140)を收容する触媒ケース部(131b)を備え、

前記触媒装置收容排気管(131)は、排気ガス流れ方向に沿って分割される第1半体(132)と第2半体(133)を有し、前記第1半体(132)と前記第2半体(133)のそれぞれの接合縁部(132e, 133e)が合わされて一体とされる構造であり、

前記触媒装置收容排気管(131)の触媒ケース部(131b)は、前記触媒装置(140)を保持する縮径部(131f, 132f, 133f)を備え、

前記触媒装置收容排気管(131)の分割方向に対して垂直に切断した場合の前記縮径部(131f, 132f, 133f)と同じ断面における前記接合縁部(132e, 133e)は、前記触媒装置(140)の外径よりも大きい拡径部(131f<sub>i</sub>, 132f<sub>i</sub>, 133f<sub>i</sub>)とされたことを特徴とする請求項1に記載の鞍乗型車両。  
。

[請求項7]

(補正後)

前記触媒装置收容排気管(131)は、前記第1半体(132)と前記第2半体(133)のそれぞれの接合縁部(132e, 133e)が溶接されて、前記第1半体(132)と前記第2半体(133)が一体にされる構造であることを特徴とする請求項6に記載の鞍乗型車両。

[請求項8]

(補正後)

前記触媒装置(140)は、外殻となる筒状の外殻部(141)と、前記外殻

部(141)内に収められる触媒(142)とを備え、

前記拡径部(131f<sub>1</sub>, 132f<sub>1</sub>, 133f<sub>1</sub>)は、前記外殻部(141)との間に隙間(146)を存して設けられ、前記縮径部(131f, 132f, 133f)は前記外殻部(141)に当接されることを特徴とする請求項6または請求項7に記載の鞍乗型車両。

[請求項9] (補正後)

前記触媒ケース部(131b)は、前記外殻部(141)よりも径の大きいケース部(131g, 132g, 133g)を備え、

前記ケース部(131g, 132g, 133g)は、前記外殻部(141)との間に隙間(145)を存して設けられることを特徴とする請求項8に記載の鞍乗型車両。

[請求項10] (補正後)

前記縮径部(131f, 132f, 133f)は、触媒装置(140)の排気ガス流れ方向における上流側に設けられ、触媒装置(140)を保持することを特徴とする請求項6ないし請求項9のいずれかに記載の鞍乗型車両。

[請求項11] (補正後)

湾曲部(121 a)を有する排気管(121)と、前記排気管(121)内において前記排気管(121)の前記湾曲部(121 a)の下流に配置される触媒(142)と、を備えた排気装置を有する鞍乗型車両において、

前記触媒(142)の中心軸線(X)が、前記排気管(121)の前記湾曲部(121 a)の中心軸線(Y)に対し湾曲方向外側にオフセットされ、

前記排気管(121)の前記中心軸線(Y)に対し湾曲方向外側、且つ、前記触媒(142)の上流に拡散部材(209)が配置されたことを特徴とする請求項1に記載の鞍乗型車両。

[請求項12] (補正後)

前記拡散部材(209)は、前記排気管(121)の湾曲部(121 a)の下流端(121 b)の中心軸線(Y)に対し鋭角( $\theta$ )で傾斜し、排気ガスの流れに対向し前記排気管(121)の前記中心軸線(Y)に対し湾曲方向内側に向い

た整流板(209 a)を有することを特徴とする請求項 1 1 に記載の鞍乗型車両。

[請求項13] (補正後)

前記整流板(209 a)は、排気ガス流れの上流側と下流側とを連通する連通開口(290)を有することを特徴とする請求項 1 2 に記載の鞍乗型車両。

[請求項14] (補正後)

前記湾曲部(121 a)の下流に、前記触媒(142)が収容された触媒装置収容排気管(131)が接続され、

前記触媒装置収容排気管(131)は、前記触媒(142)の上流側に排気ガスの流れ方向に沿って拡径する接続部(131h)を備え、

同接続部(131h)内に前記拡散部材(209)が配置されたことを特徴とする請求項 1 2 または請求項 1 3 に記載の鞍乗型車両。

[請求項15] (補正後)

前記拡散部材(209)は、前記整流板(209 a)の上流側周縁(209 b)を外周側下流方向に折り返して前記触媒装置収容排気管(131)の前記接続部(131h)の内周面(131h<sub>3</sub>)に沿うように形成された外周縁部(209 c)を有し、同外周縁部(209 c)が前記接続部(131h)に取付けられたことを特徴とする請求項 1 4 に記載の鞍乗型車両。